

仕 様 書

1 概要

(1) 需要場所

山口県国際総合センター（山口県下関市豊前田三丁目3番1号）

(2) 業種及び用途

複合施設（事務所及びコンベンション施設）

2 仕様

(1) 納入期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(2) 電気方式等

ア 電気方式	交流 3相 3線式
イ 供給電圧（標準電圧）	6, 000 V
ウ 計量電圧（標準電圧）	6, 000 V
エ 標準周波数	60 Hz
オ 受電方式	1回線受電
カ 非常用自家発電設備	750 KVA 1台（系統連系なし）
キ 太陽光発電設備	無（系統連系なし）
ク 蓄熱式負荷設備の有無	無

(3) 契約電力等

ア 予定契約電力 1, 000 KW（契約電力は協議のうえ決定するものとする）

イ 予定使用電力量 6, 010, 227 kwh（1年当たり 2, 003, 409 kwh）

（令和8年4月1日から令和11年3月31日までの各月の予定使用電力量は、
6項のとおり）

ウ 標準力率 100%

（令和8年4月1日から令和11年3月31日までの各月の平均力率は、6項の
とおり）

(4) 電力量の検針

ア 検針方法 訪問又は自動検針

イ 検針装置 變成器付き複合計器（時間帯別・精密級）

製造者：大崎電気工業株 型式：AP3EU-R

計器用変圧変流器

製造メーカー：大崎電気工業株 型式：PAW-M

(5) 需給地点

国際貿易ビル地下1階受電盤内に設置してある開閉器の電線路電源側接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

(8) 力率等

- ア 力率改善のため力率調整装置を設置している。
- イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

3 燃料費調整額

落札者が定める算式によって算定された額を越えない範囲とする。

4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づき、毎年度、経済産業大臣が定める単価による。

5 契約期間中における電気料金の算出式（1月あたり）

$$\text{電気料金} = \text{基本料金 (ア)} + \text{電力量料金 (イ)} + \text{燃料調整費等 (ウ)}$$

$$\begin{aligned}\text{ア} \cdots \text{基本料金} &= \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times \text{力率割引率} \\ &= \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (185(\%)) - \text{当該月の平均力率}(\%) \end{aligned}$$

$$\text{イ} \cdots \text{電力量料金} = \text{当該月の使用電力量} \times \text{当該月の電力量料金単価}$$

$$\text{ウ} \cdots \text{燃料費調整額} = \text{当該月の使用電力量} \times \text{当該月の燃料費調整単価}$$

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} = \text{当該月の使用電力量} \times \text{賦課}$$

6 月別予定使用電力量等

月	予定契約電力 (kW)	予定使用電力量 (kWh)	3年間予定使用電力量 (kWh)	平均力率 (%)
4月	1, 000	127, 579	382, 737	100
5月	1, 000	123, 842	371, 526	100
6月	1, 000	154, 370	463, 110	100
7月	1, 000	235, 598	706, 794	100
8月	1, 000	229, 848	689, 544	100
9月	1, 000	217, 414	652, 242	100
10月	1, 000	180, 466	541, 398	100
11月	1, 000	153, 427	460, 281	100
12月	1, 000	146, 040	438, 120	100
1月	1, 000	141, 077	423, 231	100
2月	1, 000	155, 892	467, 676	100
3月	1, 000	137, 856	413, 568	100
合計	—	2, 003, 409	6, 010, 227	—

※ 予定使用電力量は、令和6年11月～令和7年10月実績値

7 その他

- (1) 入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとする。
- (2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1 kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- イ 使用電力量の単位は1 kWhとし、端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、端数は切り捨てる。
- (3) 小売電気事業者は、当該地域を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給約款の内容を遵守すること。
- (4) その他、定めのない供給条件等については、双方協議の上、定めるものとする。
- (5) 参考、直近1年の月別電力量等実績は別表のとおり。

別 表

参考 月別使用電力量等実績

年 月	契約電力量 (kW)	各月使用電力量 (kWh)	各月平均力率 (%)
令和7年10月	1, 000	180, 466	100
9月	1, 000	217, 414	100
8月	1, 000	229, 848	100
7月	1, 000	235, 598	100
6月	1, 000	154, 370	100
5月	1, 000	123, 842	100
4月	1, 000	127, 579	100
3月	1, 000	137, 856	100
2月	1, 000	155, 892	100
1月	1, 000	141, 077	100
令和6年12月	1, 000	146, 040	100
11月	1, 000	153, 427	100
計	—	2, 003, 409	—